

バルセロナ日本人学校通学バス利用者会会則

第1章 名称

第1条 本会は、「バルセロナ日本人学校通学バス利用者会」と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、バルセロナ日本人学校園児・児童・生徒が安全かつ円滑に通学バスを登下校に利用することを目的とする。

第3章 会員の資格

第3条 本会の会員は、バルセロナ日本人学校園児・児童・生徒（以下、子女と称する）の父母、またはこれに代わる者（以下、保護者と称する）とする。

第4章 入会

第4条 入会は隨時可能とし、バス委員会により承認される。

第5条 入会に際しては、本会の定める入会届(フォーム)に入力のうえ、バス委員会に提出する。

第6条 入会申込者は、入会届が受理された時点で本会則に定める全ての権利と義務及び責任を取得したものとする。

第5章 会員の権利・義務・責任

第7条 全ての会員は、次の権利を有する。

1. 会員の子女は、通学バスを利用すること。
2. 総会に出席し、発言すること。
3. 本会の目的達成のため、参考意見をバス委員会に対し提出すること。

第8条 全ての会員は、次の義務・責任を有する。

1. 本会則および別途定める「通学バス利用者心得」を守ること。
2. 通学バス利用料金を遅滞なく納入すること。
3. 総会に出席すること。(出席できない場合は、委任状を提出すること。)
※メール総会においては全員出席すること。
4. 転居等によりバス停の変更がある場合は、事前にバス委員会に届け出ること。

第6章 退会

第9条 会員の資格は、次の事項により消滅する。

1. 退会は隨時可能とし、バス委員会により承認される。
2. 退会に際しては、本会が定める退会届（フォーム）に入力のうえ、バス委員会に提出する。退会届がバス委員会で受理された時点で全ての権利と義務及び責任を放棄する。
3. 会則・心得等を著しく乱す行為がある場合、バス委員会は、退会を勧告することができる。

第7章 総会

第10条 総会は本会の最高議決機関であって、年2回を定例とし、下記日程で会長がこれを称する。また、必要に応じ臨時総会を開く。

年度始定期総会(毎年4月頃)

年度末定期総会(毎年2月頃)

第11条 定期総会では、次の事項を行う。

1. 年度始定期総会
 - ・前年度会計(経費) 報告
 - ・新役員紹介
 - ・今年度予算案
2. 年度末定期総会
 - ・今年度活動報告
 - ・次年度バス委員選出
 - ・次年度料金の確認
 - ・次年度予算案

第12条 総会の定足数は全会員の3分の2以上とし、議決は出席過半数の同意を必要とする。議決権は、1所帯につき1票とする。

第13条 臨時総会は、バス委員会が必要と認める場合、または全会員の5分の1以上の要求がある場合に会長が招集する。

第8章 バス委員会

第14条 バス委員会は、バス委員により組織される。

第15条 バス委員は、会員の中から2~3名選出される。

第16条 バス委員の任務および権限を、次の通り定める。

1. 子女の交通事故を防止し、安全かつ円滑な通学バス運行を行うための方法を検討し実施する。
2. 通学バス利用者心得（4. ②）で、提出された案件に関し、協議・検討し、対応を図る。
3. 学校運営委員とバス委員が認めた者は乗車することができる。
ただし「学校教職員バス利用規則」を遵守すること。

第17条 本会には、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 書記 1名

※学校運営委員・学校職員のバス担当者は、必要に応じ会長の要請を受け、委員会に参席することができる。

第18条 役員の任期は、毎年4月1日より年度最終登校日までとする。

第19条 役員の任務を、次の通り定める。

1. 会長は、本会を総覧し、総会及び委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在時は、その代理を務める。
3. 書記は、総会ならびに委員会の議事を記録し、各種集会の事務を処理する。
4. 学校運営委員は、バス委員会とバス運営の主体である日本人学校運営委員会との間の連絡業務を担当する。
5. 役員が任期中に帰国等の理由で役務を継続できない場合、委員会において会員の中より代理者を選出し、委員会の承認をもって総会承認に代えることができるものとする。

第9章 その他

第20条 バス利用範囲、運行システムおよび条件の変更について

本会は、本会則に基づいてバス利用範囲、運行システムおよび条件の変更について、バス委員会と学校運営委員で協議の上必要と判断したときは、会員に対して原則として1か月前までに告知または通知する。

第10章 改正

第21条 この会則の改訂は、総会の承認により行うものとする。

附則 本会則は平成2年7月18日より施行する。

平成5年7月12日より一部改正、施行する。

平成14年2月21日より一部改正、施行する。

平成14年4月27日より一部改正、施行する。

平成15年2月20日より一部改正、施行する。

平成18年2月24日より一部改正、施行する。

平成25年4月20日より一部改正、施行する。

平成28年2月12日より一部改正、施行する。

平成29年2月10日より一部改正、施行する。

平成30年2月9日より一部改正、施行する。

令和4年2月21日より一部改正、施行する。

令和4年4月25日より一部改正、施行する。